

令和6年度大隅農林水産物輸出拡大促進 業務委託企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度大隅農林水産物輸出拡大促進業務

2 業務の目的

輸出に関心・興味を持つ生産者等の掘り起こしを行い、輸出についての基礎知識の習得支援や輸出に取り組もうとする農業者のスキルアップ支援に関する取組を実施し、大隅地域の農林水産物の輸出促進を図る。

3 業務の履行期限

令和7年3月14日（金）

4 業務委託の内容

(1) 輸出についての基礎知識の習得に必要な研修会、相談会の企画立案・運営

ア 対象

輸出に興味のある生産者、市町等関係機関・団体の職員等

イ 内容・回数等

農業者等の気づきを促し、実践の行動に繋がるよう、具体的な取組事例等を交えた研修会、相談会を3コマ以上開催すること。

内容等については以下を参考とすること。

内容	①農林水産物等の輸出促進に関する情報提供・個別相談会、 ②輸出に関する事務手続き等・個別相談会、③志布志港の有効活用・個別相談会 ※ 先進事例の紹介等 (具体的な内容については委託契約後に県と調整)
定員	50～60人（予定）
時期	令和6年9月～令和7年2月（開催時期は県と調整）
回数	3コマ以上（日程については県と調整）
場所	鹿屋市またはその近郊

(2) 輸出に取り組もうとする農業者のスキルアップに必要な研修会、相談会の企画立案・運営

ア 対象

輸出に取り組もうとする生産者等

イ 内容・回数等

農業者等の気づきを促し、実践の行動に繋がるよう、具体的な取組事例等を交えた研修会、相談会を5コマ以上開催すること。

内容等については以下を参考とすること。

内 容	輸出に取り組もうとする生産者や団体に対する輸出に必要な生産技術等の取得に向けた研修会、個別相談会 ①GAPや有機JASの認証等に必要な生産技術、②海外バイヤー等の実需者からの要望、③植物検疫等の規制などへの対応、④輸出に対応できる経営管理能力の向上 ※ 先進事例の紹介等 (具体的な内容については委託契約後に県と調整)
定 員	10～30人(予定)
時 期	令和6年9月～令和7年2月(開催時期は県と調整)
回 数	5コマ以上(日程については県と調整)
場 所	鹿屋市またはその近郊

(3) 実績報告書の作成

取組の毎に課題解決や目標達成に向けて、本事業での取組により得られた成果(良かった点や改善点)や手法等を整理し、実績書を作成する。

(4) その他

ア 県と調整の上、輸出に興味のある生産者及び輸出に取り組もうとする生産者や団体に対するアンケート調査を実施すること。

イ 研修会や個別相談会に要する経費等(アンケート調査や研修会参加者への文書発送に係る経費、会場使用料や講師の旅費等)は県を介さず直接支払うこと。

ウ 上記(1)～(3)以外に、輸出拡大の推進に必要な企画委託料の範囲内で有効と思われる事項があれば提案すること。

5 業務の実施

(1) 本事業が県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。

(2) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、県監査委員の監査対象となる場合があるので、その場合は監査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

(3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類を事業終了後5年間保存しておくこと

6 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

(1) 受託者は、委託業務の進捗状況を適宜報告し、県との調整を図ること。

(2) 委託業務が終了したときは、速やかに、実績報告書を作成し、県に提出すること。

7 委託事業に係る経費等

(1) 対象経費

ア 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費

イ 管理費

(2) その他

事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

8 その他

- (1) 当事業委託で作成したデータや資料、写真、イラスト、動画、文章、実績書等の権利は県に帰属する。
- (2) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については、県と協議するものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、県と十分に連携をとり、協議、調整の上、進めることとする。
- (5) 研修会等多数の参加者が集うものの開催の際は、Webによる開催の併用にも対応できるものとする。